

佐久市地域防災計画 令和5年度 修正の概要

佐久市は国の防災基本計画や長野県の地域防災計画が改定されたこと、また令和元年東日本台風以降の取り組み、感染症対策等を踏まえて、佐久市地域防災計画の修正を行います。主な修正の概要は以下のとおりです。

1 国の防災基本計画及び、県の地域防災計画の修正に伴う修正

- (1) 災害対策基本法改訂に伴う修正
- ・避難情報の見直し（避難勧告の廃止、避難指示への1本化などの修正による）

・個別避難計画の作成の努力義務化
- (2) 新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策による修正
- ・避難所における感染対策

・パーテーション等の感染対策に配慮した資機材の整備

・自宅療養の避難の確保について

対照表 ページ	対応箇所	本編 ページ	背景等	主な記述内容
第2編 風水害 30	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 避難収容及び 情報提供活動他	360 他	災害対策基本法 改訂に伴う修正	[避難勧告]を削除し、「避難指示」に1本化 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正
第2編 風水害 7	第9節 要配慮者支援計画	95		1 在宅避難者支援 民生児童委員、自主防災組織、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、作成の同意を得た名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成する。
第2編 風水害 35	第2編 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 避難収容及び 情報提供活動	362	新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策による修正	1 避難場所の確保 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、避難先の確保に努めるものとする。

2 危機管理体制の強化に伴う、佐久市独自の修正

- (1) 非常参集時体制について基準の見直しと各班の動員配備員の基準の修正
- ・警戒二次体制及び非常体制の職員の活動開始基準及び活動内容の見直し

・動員配備人員に新たに避難情報を発信する場合の区分を新設
- (2) 避難所の追加及び、収容人員に関する修正(資料1－3参照)
- ・市内県立高等学校をはじめ新たな避難所を指定。

・市内小学校について校舎を含めた避難所の収容人員にに見直し
- (3) 市防災行政無線のデジタル化完了と、移動系子局の廃止に伴う修正
- ・防災行政無線（同報系）は令和3年までにデジタル化が完了

・防災行政無線（移動系）については利用実態の低下、代価手段の確保により廃止。
- (4) 避難所開設運営訓練及び佐久市総合防災訓練実施を受けての修正
- ・避難所におけるレイアウトの決定、女性の視点を踏まえた避難所運営等

・住民参加型訓練の開催より避難所に対する防災知識の普及促進

対照表 ページ	対応箇所	本編 ページ	背景等	主な記述内容
第2編 風水害 13他	第2～4編 各災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動	251 751 1151	危機管理体制の見直し	1 活動体制 【表中】活動内容 ○警戒レベル3高齢者等避難が発令できる体制をとる。 ○警戒レベル4避難指示が発令できる体制をとる。 ○避難所等を開設・運営できる体制をとる
資料2	第6編 資料編 15 その他 15-2 指定緊急避難場所 ・指定避難所	1755	指定避難所の確保	15-2 指定緊急避難場所・指定避難所～ 県立高等学校、臼田新小学校などを指定避難所として新たに指定。
第2編 風水害 4	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第3節 情報の収集・連絡 体制計画	75	防災行政無線のデジタル化完了と、移動系子局の廃止	2 無線設備の現状 (1) 佐久市防災行政無線の概況及び課題 ア 同報系 令和元年度までに全域でアナログからデジタル化の移行、令和3年度までに防災行政無線無線システムの1本化が完了した。
第2編 風水害 35	第2編 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 避難収容及び 情報提供活動	365	訓練実施を受けての修正	4 避難所の開設・運営 ス 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用トイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

3 市と関係機関等との災害時応援協定の追加

- (1) 災害時における早急な復旧・復興、市民の安心安全のため新たな協定締結により以下を追加
- ①「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」

長野県建築士会佐久支部、長野県建築士会南佐久支部

②「災害時における応援協定に関する協定」

一般財団法人日本笑顔プロジェクト

③「災害時における相互協力に関する協定」

中部電力パワーグリッド株式会社上田支社

④「防災害時における相互協力に関する協定」

東日本電信電話株式会社長野支店

対照表 ページ	対応箇所	本編 ページ	背景等	主な記述内容
第2編 風水害 5	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 広域相互応援計画	84	関係機関等との応援体制の拡充	・市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等応援を要請することができる。【長野県建築士会】 ・災害時、障害物除去等の作業、重機等の提供及びオペレーターの派遣を要請することができる。【日本笑顔プロジェクト】 ・活動拠点への電力供給、通信中断時の早期復旧が円滑に行われるための連絡体制の確立【中部電力パワーグリッド、東日本電信電話】

4 その他修正事項

- (1) 気象庁・長野地方気象台との連携
- ・長野地方気象台との連携のため、市防災計画における気象情報等の記載の文言の統一

・キキクル等の気象情報の発表方法について追記
- (2) その他
- ・流域治水への転換について

・ボランティア団体との連携について

・物質調達・輸送支援システムの活用について

・南海トラフ地震臨時情報への対応

対照表 ページ	対応箇所	本編 ページ	背景等	主な記述内容
第2編 風水害 5	第1編 総則編 第3節 防災上重要な機関の 処理すべき 事務又は 業務の大綱	4	長野地方気象台との連携	4 指定地方行政機関 東京管区気象台（長野地方気象台） (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
第2編 風水害 1	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり	71	県の地域防災計画の修正に伴う修正	主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。